

羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業

1 養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業とは

養育費とは、子どもの健やかな成長のため生活を支える大切なものです。ひとり親家庭の方の養育費に係る取決め内容の債務名義化を促進するため、養育費に関する公正証書等（強制執行認諾条項付き）を作成する際に係る本人負担費用を補助します。
令和4年4月以降に作成した文書が対象です。

2 対象要件

補助金交付申請時に羽生市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ▽ 養育費の取決めに係る経費を負担していること
- ▽ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ▽ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に監護していること
- ▽ 過去に本補助金又は他の市区町村から同様の補助金を受給していないこと

3 対象経費

令和4年4月1日以降に作成した養育費の取決めを規定した公正証書等作成経費のうち、以下の費用が補助金の対象経費です。

- ▽ 公証人手数料令に規定する公証人手数料
- ▽ 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ▽ 戸籍謄本等の添付書類取得費用
- ▽ 連絡用の郵便代

4 補助額

上限3万円（1人1回）

5 申請方法・申請期限

- 【1】「羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書」に次の書類を添付して
こども家庭課へ申請。

添付書類 ▽養育費の取決めに関する公正証書等の写し

※強制執行認諾条項付き公正証書や調停調書など債務名義化した文書に限る。

▽児童扶養手当証書の写し

※児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親本人及び養育費の取決めの対象
となる児童の戸籍謄本又は抄本の写し

▽補助対象経費の領収書（申請書が負担したものに限り。）

※領収書には（1）宛先（2）領収年月日（3）領収金額（4）取引内容（但し書き）
（5）領収者の住所、氏名及び領収印が記載されていることが原則必要。
ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書及びレシートについては、
（2）（3）の記載のみで可能。

【2】申請期限：公正証書等を作成した日の翌日から起算して6カ月以内。

【3】審査・決定：支給決定の場合、こども家庭課より補助金交付決定通知書と請求書を送付。

【4】補助金の請求：「請求書」と「振込先が分かる通帳等の写し」をこども家庭課へ提出。

【5】補助金の支給：指定の金融機関口座へ支給。

* 養育費の取り決めについて *

養育費とは

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。一般的には、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。親のこどもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。こどもに対し、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることは、とても大切なことです。

養育費の取り決めについて

養育費は、こどものためのものですから、こどもと離れて暮らすことになる親とこどもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。養育費の金額、支払時期、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう（できれば「公正証書」）。

【取り決め方】

- A. 話し合いで決める
- B. 家庭裁判所の調停や審判などで決める
- C. 家庭裁判所の裁判で決める
- D. 事情の変更があった場合の養育費の金額の変更

養育費公正証書について

養育費公正証書とは、養育費等の取り決めについて、公証人が本人たちの合意内容を確認して作成する文書です。公正証書で取り決められた養育費等の支払いがない場合には、支払わない人の財産を差し押さえて、その中から強制的に支払いを受ける制度を利用することができます。

関連情報

- 離婚に関する法務省のHP → 
- こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A → 
(法務省パンフレット)
- 養育費に関する裁判所のHP → 
- ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」(こども家庭庁HP) → 
- 養育費等相談支援センター → 
- 東部中央母子・父子福祉センター(東部中央福祉事務所内) → 

※「羽生市養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業」については、裏面をご覧ください。